

平成 25 年 3 月 15 日

復興庁

避難指示解除準備区域等における
公共インフラ復旧の工程表の公表について
(浪江町・葛尾村・川俣町 公表)

浪江町、葛尾村、川俣町の 3 町村にて公共インフラ復旧の工程表を作成し、復興庁および関係各省、福島県、該当市町村のホームページにて公表することとしたのでお知らせします。

区域見直しとともに、速やかに本格的な復旧に着手できるよう、工程表を元に国、県、町等で連携してまいります。

3 町村の工程表のポイントは次の通りです。

- ・浪江町は、津波被災地域を除く町の東側の低線量区域および中線量区域では平成 27 年度までに道路、上下水道といった基盤インフラの復旧を目指す。
- ・葛尾村は、低線量地域では平成 26 年度までに、基盤となる水道施設と道路といった基盤インフラの復旧を目指す。
- ・川俣町は、山木屋地区の道路などの基盤インフラの復旧は平成 25 年度に完了を目指す。

(参考)

昨年 1 2 月までに広野町、田村市、川内村、南相馬市、楡葉町、飯舘村、富岡町の 7 市町村の工程表を段階的に公表。

【連絡先】

復興庁 インフラ構築班 尾澤、山田

電話: 03-5545-7428

（基本方針）

平成24年3月31日時点の線量分布により、ほぼJR線より東側（津波被災地域を除く）を「低線量区域」、ほぼJR線から西側で整備中の常磐道との間の区域を「中線量区域」、ほぼ常磐道から西側の区域を「高線量区域」として本計画では分類する※。

インフラや各施設の復旧工事は低線量区域から順に、線量の減衰や除染の進捗状況を見極めながら進める。

農地は、原発と津波の被害を受け、今後の土地利用計画を大きく見直す可能性があることから、それらの整合性を図る。

文教施設は、校舎、校庭、通学路について優先的に年間1mSv以下とすることをめざした対策を講ずる。

高線量区域の山間地域については、線量の減衰や除染の進捗状況を見極めながら復旧をすすめる。

津波被災地域については、津波シミュレーションを行うとともに、被災した住宅の高台移転や農地の復旧、減災のための海岸林、避難路、漁港関連施設など、復興に向けた復興まちづくり計画を策定して復旧をすすめる。

なお、この工程は、復旧事業を取り巻く状況や現地の状態により変更となる場合があります。

※低線量区域は避難指示準備解除区域相当、中線量区域は居住制限区域相当、高線量区域は帰還困難区域相当として分類しているが、施設の付近の線量を示したものではない。

（浪江町の工程表概要）

○現在の放射線量、及び今後の放射線量の低減を考慮し、町の東側の低線量区域（津波被災地除く）より基盤インフラとなる上下水道、道路の復旧に着手、低線量・中線量区域では平成27年度の基盤インフラ復旧を目指す。

○浪江町として15事業※をとりまとめて公表。浪江町に係る路線として、県の道路事業の工程表を更新。

※海岸、河川、漁港、上水道、下水道（公共下水道、農業集落排水）、道路（町管理）、農業用施設、海岸防災林の再生、役場等公共施設、文教施設、福祉施設、住宅、復興まちづくり計画、除染、災害廃棄物処理

(工程表の抜粋)

■浪江町の下水道事業(公共下水道抜粋)

【この工程は、復旧事業を取り巻く状況や現地の状態により変更となる場合があります。】

→ : 工程が見込めるもの - - - - - : 工程が現時点で見込みにくいもの

平成24年12月現在

事業	整備主体	被災/稼働状況	H24年度				H25年度				H26年度				H27年度以降	備考・ポイントなど	
			4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月			
公共下水道																	
公共下水道事業 浪江浄化センター	浪江町	停止中 敷地全体の地盤沈下 配管断裂			●	→			●	→						H27年度 完了	平成27年度の完了を目指す。
公共下水道事業 管渠	浪江町	液状化によるマンホールの浮き上がり や、管路破断によると思われる道路面 の沈下多数あり			●	→			●	→						H27年度 完了	低線量地区から順に復旧を進める。 平成27年度の完了を目指す。 公共下水道復旧に合わせて、自宅敷地内における自宅から下水道 への接続の復旧を行う(原則として各世帯で対応)。
公共下水道事業 放流管	浪江町	地盤沈下に伴う緩勾配化により流下能 力減少 管破断の可能性あり			●	→			●	→						H27年度 完了	放流口位置を含めた放流施設に関する検討が必要。本検討の結果 によって工程が遅れる可能性がある。 平成27年度の完了を目指す。
(新規)災害公営住宅・防災集団移 転住宅地区内管渠	浪江町	新規事業												●	→		新規建設先が下水道地区の場合、災害公営住宅(町内)、防災集 団移転と工程を合わせて建設する。 平成28年度の完了を目指す。

浪江浄化センターについては、今年度中に一次調査を完了予定。平成25年度に二次調査・設計を行い、年度中に
査定を受ける予定である。平成26年度に復旧工事に着手予定。

管渠についても、浄化センターと同様、今年度中に一次調査、平成25年度二次調査・設計、査定を予定。平成26年度
に復旧工事に着手予定。

なお、被災前、浄化センターからの処理水は海岸堤防間近の排水路に放流していたが、放流口、放流管渠とも地震
津波により被災しており、その復旧にあたっては今後の海岸堤防復旧計画や防災緑地計画等を考慮し、放流口の位
置を含めて手戻りが無いよう、最適な施設計画となるよう復旧を行う。

災害公営住宅(町内)建設及び津波被災地防災集団移転に伴う公共下水道工事が必要な場合、それらの工程に合
わせて実施する。

なお、公共下水道復旧後、自宅敷地内における自宅から下水道への接続の復旧を行う(原則として各世帯で対応)。

■浪江町の上水道事業

【この工程は、復旧事業を取り巻く状況や現地の状態により変更となる場合があります。】

→ : 工程が見込めるもの - - - - - : 工程が現時点で見込みにくいもの

平成24年12月現在

事業	整備主体	被災/稼働状況	H24年度				H25年度				H26年度				H27年度以降	備考・ポイントなど		
			4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月				
刈野取水場等 (送水・配水設備、基幹配水管)	浪江町	一部復旧(停止中) エレベーター故障							●	→							防火用水の確保のため、基幹配水管の復旧を先行する。	
谷津田取水場等 (送水・配水設備、基幹配水管)	浪江町	一部復旧 水位計故障	●	→													防火用水の確保のため、基幹配水管の復旧を先行する。	
小野田取水場等 (送水・配水設備、基幹配水管)	浪江町	一部復旧(停止中)							●	→							防火用水の確保のため、基幹配水管の復旧を先行する。橋梁添架 管本復旧については、橋梁復旧に工程を合わせる。	
大堀取水場等 (送水・配水設備、基幹配水)	浪江町	未調査							●	→							防火用水の確保のため、基幹配水管の復旧を先行する。	
配水管調査修繕 (低線量区域)	浪江町	未調査															H27年度 完了	低線量又は除染済み地区から復旧を進める。下水道復旧工事等と 工程を合わせる。平成27年度の完了を目指す。 ※配水管等の復旧に合わせて原則各世帯で自宅から水道への接 続の復旧を行う。 町内の各地区で水が使えるまで、町内の数か所での給水を実施す る。
配水管調査修繕 (中線量区域)	浪江町	未調査															H27年度 完了	低線量又は除染済み地区から復旧を進める。下水道復旧工事等と 工程を合わせる。平成27年度の完了を目指す。 配水管等の復旧に合わせて原則各世帯で自宅から水道への接続 の復旧を行う。 町内の各地区で水が使えるまで、町内の数か所での給水を実施す る。
(新規)災害公営住宅・防災集団移 転住宅地区内配水管	浪江町	新規事業												●	→		災害公営住宅(町内)、防災集団移転と工程を合わせる。 配水管等の復旧に合わせて原則各世帯で自宅から水道への接続 の復旧を行う。 平成28年度の完了を目指す。	
配水管調査修繕 (高線量区域)	浪江町	未調査	未定														線量の減衰状況を見極めながら復旧に着手する。	

平成25年度までに4つある給水区域毎に取水施設、送水管、中継ポンプ、配水地の順に機能回復及び復旧を行い、
更に、防火用水確保のため区域毎に基幹となる配水管の復旧を先行して行う。道路橋梁等他所管の災害復旧の都合
により通水が遅れる場合には漏水の確認が終了するまでは仮設工事に対応する。

次に、放射線量の減衰や除染の効果を見極めつつ線量の低い地区から順に復旧を進める。ただし、下水道処理区
域については同時又は下水道等災害復旧工事の完了後に上水道の復旧を行う。

なお、配水管等が復旧後、自宅敷地内における自宅から水道への接続の復旧を行う(原則として各世帯で対応)。

災害公営住宅(町内)建設及び津波被災地防災集団移転に伴う上水道工事は、それらの工程に合わせて実施する。

葛尾村におけるインフラ復旧計画について（概要）

（基本方針）

一時帰宅等に必要な社会基盤については、早急に復旧を行う。

高線量地域にある野行地区を除いて、概ね平成24年度中に調査・設計を終え、平成25年度に査定を受けた後に復旧工事に着手する。

野行地区については、放射線の自然減衰や除染の効果を見極めつつ復旧に着手する。

住民が安心して帰還するためには、水及び森林の安全・安心の確保が必要不可欠であり、徹底した確実な対策を講じる必要がある。

（葛尾村の工程表概要）

○現在の放射線量、及び今後の放射線量の低減を考慮し、村の西側の低線量地域より基盤となる水道施設、道路の復旧を実施していく。
低線量地域では基盤インフラについては平成26年度内の復旧を目指す。
（村の道路は通行止めとなっているところはない。）

○葛尾村として11事業※をとりまとめて公表。
葛尾村に係る路線として、県の道路事業の工程表を更新。

※河川、水道施設、道路（町管理）、農業用施設、役場等公共施設、文教施設、病院・福祉施設、観光施設、住宅、除染、災害廃棄物処理

(工程表の抜粋)

■葛尾村の水道事業

事業	整備主体	被災/稼働状況	工程が見込めるもの												工程が現時点で見込みにくいもの												備考・ポイント等
			H24年度				H25年度				H26年度				H27年度以降												
			4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月									
上水道																											
落合簡水(浄水場)	村	前処理(濾過)施設が被災。暫定的に給水中。現在は消毒をしていないため飲料不可			配管一部	復旧工事	調査・設計	工事									前処理施設の復旧工事を実施。ろ過装置の清掃・修繕については住民の帰還にあわせて実施。										
落合簡水(配水管)	村	・3箇所被災 ・平成23年度に応急復旧済みで通水可能 ・平成24年度の漏水調査では漏水箇所なし		漏水調査											本復旧工事		応急復旧工事により通水可能。本復旧工事は国道と村道の災害復旧工事に合わせて実施。										

落合地区簡易水道については、前処理施設の復旧工事を平成25年度中に実施し、ろ過装置の清掃・修繕を住民の帰還に合わせて実施する。配水管については、平成23年度に実施した応急復旧工事により通水可能である。

本復旧工事は国道と村道の災害復旧工事に合わせて実施する。また、浄水場の取水口が土砂の入りやすい簡易な構造であるため、復旧工事と並行して取水源を深井戸に変更する工事を行う。

なお、沢水・湧水を生活用水として主に利用している世帯については、降雨時に水が濁る場合があることから深井戸等を設置する。

■葛尾村の道路事業(村管理道路)

事業	整備主体	被災/稼働状況	工程が見込めるもの												工程が現時点で見込みにくいもの												備考・ポイント等
			H24年度				H25年度				H26年度				H27年度以降												
			4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月									
道路																											
村道西ノ内橋(橋梁新設工事)	村	橋梁下部工、橋梁上部工			調査	設計	工事(橋梁下部)	工事(橋梁上部)									1年の間に橋梁下部工及び橋梁上部工の工事の完成が工程的に厳しいので、2年計画で分割発注。										
村道落合下野行線他7路線(災害復旧事業)	村	21箇所(舗装亀裂、法面崩落等)		基礎調査	測量・設計	査定	工事										総延長2kmの復旧工事が必要。査定が終わり次第、順次工事に着工。										
村道大放岩角線他10路線(維持管理事業)	村	27箇所(舗装亀裂等)		基礎調査			詳細調査	設計	工事								比較的軽微な工事について、査定から漏れたものと併せて発注。										
村道 高線量区域内路線	村	未確認														調査・設計・工事	高線量区域に位置する路線は、安全性を確保した上で調査を実施し、査定を受けた後に工事を発注する。										

村管理道路

平成24年度に被災調査を完了し、平成25年度に災害査定を実施する予定である。災害査定後、順次、工事着工を目指すこととなっており、平成26年12月末までに工事完了の予定である。

なお、現状において全面通行止めとなっている路線は無い。

高線量区域に位置する路線は、平成27年度以降、安全性を確保した上で調査を実施し、査定を受けた後に工事を発注する。

川俣町におけるインフラ復旧計画について（概要）

（基本方針）

計画的避難区域に指定されている山木屋地区を除き、復旧は概ね平成23年度に完了している。

山木屋地区については、河川、道路などへの被害調査及び復旧が不十分であるなど、住民が安全に帰還するための措置が取られていない状況にある。そのため、インフラなどの安全確認及び復旧を行うとともに、診療所、学校などの公共施設の復旧に向け、迅速に対応していく必要がある。

また、除染や放射線管理の進展がインフラ復旧の前提であるため、徹底した除染とその後のモニタリングが必要不可欠である。

（川俣町の工程表概要）

○山木屋地区においては、基盤となる上下水道、道路の損傷が少なく、基盤インフラの復旧は、平成25年度で完了する見込みである。
引き続き、生活インフラを復旧していく計画である。

○川俣町として9事業※をとりまとめて公表。
川俣町に係る路線として、県の道路事業の工程表を更新。

※河川、道路（町管理）、農業用施設、役場等公共施設、文教施設、福祉施設、住宅、除染、災害廃棄物処理

(工程表の抜粋)

■川俣町の河川事業

事業	整備主体	被災/稼働状況	平成24年12月現在												備考・ポイントなど	
			H24年度				H25年度				H26年度					H27年度以降
			4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月		
河川																
2急河川 口太川 川俣町山木屋 宇羽土山 地内	県	護岸崩壊					処分場確保	工事								平成23年度に査定済
山木屋地区の河川	町	未調査					調査								現地調査を行い被害を確認すれば復旧計画を策定する	

○県管理河川

①河川状況

計画的避難区域内の河川数(県管理河川) 1河川
 うち被災した河川(工区)数 1河川 1箇所
 うち応急対策を実施した河川(工区)数 0河川 0箇所
 うち本復旧を実施する河川(工区)数 0河川 0箇所

②復旧の予定

復旧箇所の放射線量が高く、掘削残土の移動を地区外に出来ない。また、残土処分地の見通しが立っていないこと

から事業は未着手となっている。今後、処分方法が決定次第、復旧工事を実施する。

③平成24年度の成果目標

残土処分方法が決定次第、復旧工事の着手を目指す。

○町管理河川

山木屋地区の河川については、地区が計画的避難区域に指定され、地震による詳細な被害の把握ができていない。

現地調査を行い被害が確認されれば復旧に向けて対応する。(普通河川:町)

■川俣町の道路事業(町管理道路)

道路															
町道 八木線ほか65線	町	復旧済 全106箇所の舗装亀裂	復旧済												平成23年度に復旧済み
町道 向出山・広久保山線	町	舗装亀裂						工事							平成23年度に調査・査定済み
町道 坂下・坂下向山線	町	舗装亀裂・盛土法面崩壊						工事							平成23年度に調査済み

【町管理道路】

道路については、被災状況調査を平成23年度に実施しており、68路線で地震による被害が確認された。そのうち、平成23年度に66路線106箇所の復旧工事が完了している。

未復旧箇所は、計画的避難区域に指定された山木屋地区の2路線2箇所あり、町道向出山・広久保山線は、平成23年度に調査・査定済みで、また、町道坂下・坂下向山線は、平成23年度に調査済みであり、両路線とも平成25年度に復旧工事完了予定である。

(参考) 避難指示解除準備区域等における 公共インフラの本格的な復旧

○警戒区域等が見直された市町村を中心に公共インフラ復旧の工程表を作成し、本格的な復旧に着手。

昨年12月までに7市町村(広野町、田村市、川内村、南相馬市、楡葉町、飯舘村、富岡町)の工程表を段階的に公表。今回、浪江町、葛尾村、川俣町の工程表をとりまとめ。

復興庁および関係各省、福島県、該当町村のホームページにて公表。

○工程表は、災害復旧事業を主として、当面3カ年を中心に復旧の見通しについて、「見える化」し、帰還を目指す住民の方、関係機関も含め情報を共有化。特に、国や県の事業のみならず、市町村の事業も工程表を作成し、きめ細やかな対応を実施。

○今後の区域見直しの動向等に応じて、対象市町村を拡大するとともに、事業の具体化に応じて対象事業を拡充し、節目節目で見直しも実施。

■工程表の内容

- ① 国、県、市町村、事務組合の事業を対象に作成
- ② 対象事業ごとに、復旧・復興に向けた基本的考え方を記載
- ③ 上記の基本的考え方に即して、対象事業ごとに復旧の目標をバーチャートで表示

■対象事業及び作成単位

●市町村単位で作成する事業(例)

海岸、河川、上・下水道、農地・農業用施設、市町村道、海岸防災林の再生、医療施設、学校施設、災害廃棄物処理、除染 等

●路線、施設単位等で作成する事業(例)

広域上水道、し尿処理施設、下水汚泥処理施設、廃棄物処理施設、国道・県道、鉄道、漁港等 等